



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 829 号 (一部抜粋)



令和 2 年 6 月 24 日



5. ◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ FAMIC ホームページ相談事例集の追加事例について ◆



消費安全情報部交流技術課では、食品関係事業者をはじめとする国民の皆様から有機農産物等の相談を受け付ける窓口を開設しています。また、その中で特に重要なものや問い合わせ頻度の高い相談については、相談事例集を作成し、ホームページで公表しています。今回は、昨年度、相談事例集に追加した一部をご紹介します。

Q1) スプラウト類の栽培方法は一般的に水耕栽培であると思われるが、有機農産物の日本農林規格では水耕栽培は認められていないのではないのでしょうか。

A1) 平成 27 年 12 月の「有機農産物の日本農林規格」の改正により、水のみを与えて水耕栽培されたスプラウト類は有機 J A S 格付の対象となりました。ただし、液肥を与えて人工照明を使用した水耕栽培は認められません。また、ほ場において栽培されたスプラウト類も引き続き格付することができます。どちらの場合もスプラウト類の栽培に使用する種子は、有機の種子でなければなりません。

参考：有機農産物の日本農林規格 第 4 条「ほ場に使用する種子又は苗等」「スプラウト類の栽培施設に使用する種子」、「栽培場における肥培管理」(農林水産省)(PDF：199KB)

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/youki-31.pdf#page=2

参考：有機農産物及び有機加工食品の J A S 規格の Q & A 問 6-5 及び問 9-4 (農林水産省)(PDF：742KB)

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/youki-143.pdf#page=36

Q2) アメリカへ同等性格付で輸出する有機緑茶のパッケージに有機 J A S マークと U S D A オーガニックロゴを併記しているが、これを国内流通させることに問題は無いのか。

A2) 輸出されない商品に認証を取得していない同等国の認証マークを記載す

ることは、消費者に双方の認証を取得していると誤認させる可能性があることから記載すべきではありません。

参考：同等性を利用した有機製品の対米輸出入に関する Q & A（平成 27 年 9 月 10 日版）Q 3（農林水産省）（PDF：136KB）

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-108.pdf

このような事例は、ホームページの相談事例集に掲載していますので、ご確認ください。
